

# 投資税制の改正は投資家に受け入れられるのか？

2009年の投資税制改正の是非を問う6000人アンケートより

## ポイント

1. 2009年1月1日からスタートする新しい投資税制は、投資に関する優遇税率を当初計画どおり、預金など同一の一律20%に戻すことが前提となる。ただし、2009年1月1日より2年間に限って、譲渡益は500万円まで、また配当金等は100万円までは10%の税率を維持するという特例措置が設けられることになった。結果として、100万円までの配当等と500万円までの譲渡益は10%、それを超える額に関しては20%が税率として課されることになり、それぞれの額を超えた場合には源泉徴収だけでは課税関係が終了しないことになる。
2. この制度に対して、投資家がどういった考えを持っているのか、投資姿勢にどんな変化があるのかななどを、6000名を超える投資家に対してアンケート調査を行った。
3. 結果は、①投資家の7割が税制改正を認知しているものの、その内容を熟知しているのは2割に満たない、②税制改正を前向きに捕らえている投資家は21%にとどまる、③評価しないポイントは確定申告が必要になる点とそれによって各種の所得控除に影響がでる可能性がある点、④そうしたことを背景に63%が自身の投資姿勢は消極的にならざるを得ないとし、61%が多頻度分配型投信へのマイナスの影響を懸念している、⑤8割が何らかの形で投資を継続するとしているが、約5割が具体的な対策を考えている。
4. 税制改正への目立った対策としては、①源泉徴収で済む投資対象を選ぶ、②確定申告の手続きを簡素化するために複数ある口座を集約する、③今後2年間で譲渡益が500万円以下になるように調整しながらできるだけ売却を進める、④年内に株式の一部を売却して投資を抑制する、といった対策が挙げられた。
5. 政府が直前になって打ち出した高齢投資家への優遇には総じて反対が多く、小額投資家への優遇は総じて賛成が多かった。

## 目次

### <調査概要>

1. 投資税制変更に関する熟知度は2割以下
2. 投資家の7割が今回の税制を『評価しない』としている
3. 客観的に見て投資、特に多頻度分配型投資信託への投資にマイナスと判断
4. 5割が何らかの対策を講じるつもり
5. 高齢者投資優遇税制には否定的、小額投資家優遇税制には好意的

### <参考>

投資家プロフィール別の特徴

## <調査概要>

- 調査会社: Ipsos
- 実施時期: 2008年8月29日から9月3日
- 調査方法: ウェブアンケート調査
- 調査対象: 全国で上場株式、未上場株式、株式投信、公社債投信、REIT、その他の投資信託、債券、外貨預金のいずれかを保有している40歳から69歳までの投資家6437名
- 年齢区分: 40歳代37%、50歳代32%、60歳代31%
- 居住地: 関東圏34%、東海圏17%、阪神圏16%、九州圏12%、他21%
- 性別: 男性74%、女性26%
- 職業: 会社員41%、公務員5%、無職13%、その他41%
- 世帯年収: 最多年収帯は700-1000万円が26%、次が1000-1500万円が20%、500-700万円が18%と続く
- 株式・株式投信の保有残高: 最多残高帯は300万円未満が46%、次が500-1000万円が17%、300-500万円が15%と続く
- 投信保有者: 調査対象投資家のうち投信保有者は3045名で、全体の48%。うち多頻度分配型の投資信託のみを保有する投資家は34%、低頻度分配重視型の投資信託のみを保有する投資家は29%、両方を保有する投資家は31%、その他が6%

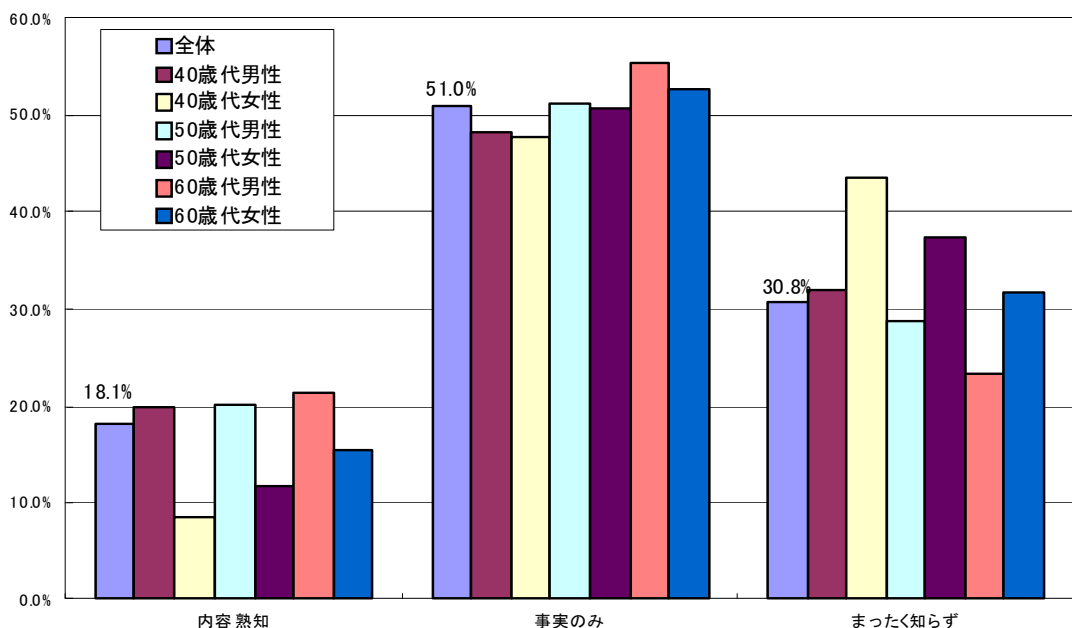
フィデリティ退職・投資教育研究所では、今回、2009年からの投資税制の変更が投資家の投資態度に大きな影響を与えるのではないかと考え、全国の投資家(上場株式、未上場株式、株式投信、公社債投信、REIT、その他の投資信託、債券、外貨預金のいずれかを保有している40歳から69歳までの投資家)を対象にアンケート調査を実施した。その結果、投資家の3分の2以上が今回の税制改正を「評価しない」と答え、「投資に消極的にならざるを得ない」、「多頻度分配金型投資信託にもマイナスの影響がある」と見ていることがわかった。また、5割が何らかの対策を講じようとしていることもわかった。

## 1. 投資税制変更に関する熟知度は2割以下

平成20年税制改正は、すでに4月の段階で改正法案が国会を通過し、その後詳細が詰められ、公表されているが、あまり周知されていないとの懸念がある。実際、アンケート調査では、今回の改正に関する熟知度・認知度をたずねたが、変更されることもその内容もよく知っているという「制度変更熟知」はわずか18.1%にとどまった。アンケート対象者6437名が、現在何らかの投資商品を保有している投資家であることを考えると、一般の熟知度はさらに低いものとなっているだろう。ただ、変更されることは知っているが内容までは知らないとする「事実のみ」を認知している投資家51.0%も含めた認知度は、69.1%と高くなっている。

これを性別、年齢別で分けてみると、総じて女性の熟知度、認知度が非常に低く、なかでも女性は若い投資家ほど熟知度が低くなっている。逆に男性は年齢がそれほど熟知度に影響していないものの、やはりまったく知らない人の比率は年齢が若いほど高くなっている。まだ周知する努力が足りていないのかもしれないが、ここに来て証券会社、銀行などが今回の税制変更の周知に取り組み始めており、早晚熟知度、認知度ともに上昇すると考えられる。

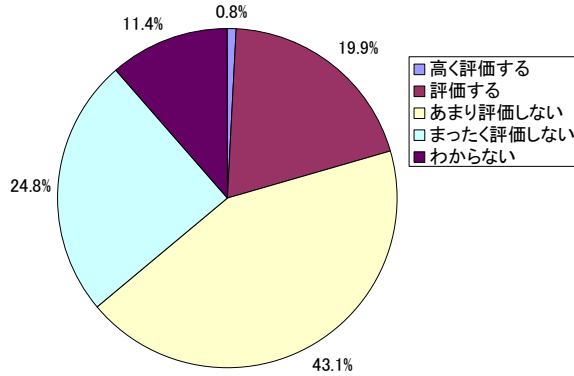
図 1: 税制改正に対する投資家の認知度



(注) 調査対象母数は、40歳代男性=1870名、50歳代男性=1457名、60歳代男性=1448名、40歳代女性=558名、50歳代女性=583名、60歳代女性=521名、

## 2. 投資家の7割が今回の税制を『評価しない』としている

図2: 税制改正全体への評価

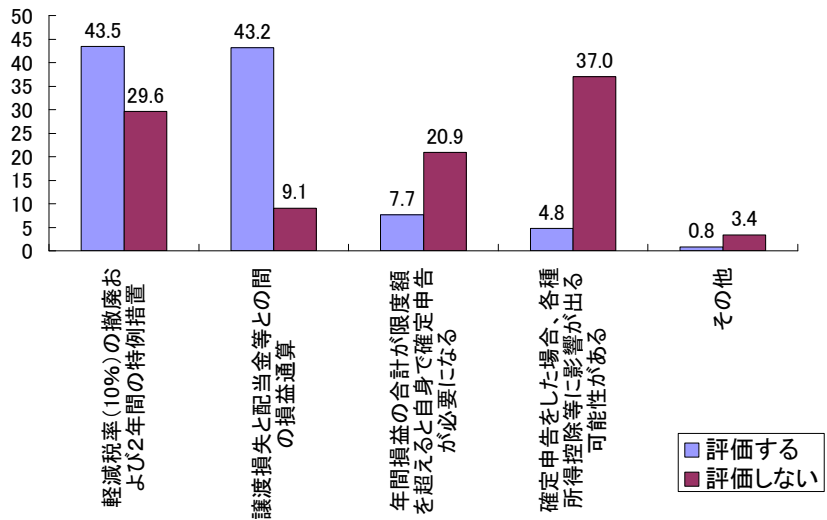


今回の投資税制の改正に関して熟知度、認知度が低いであろうことを想定して、設問には簡単ながら今回の税制改正の要点をまとめた説明文と証券業協会などのホームページに掲載されている関連サイトを例示したうえで、その内容に対する評価を尋ねた。その結果は、高く評価する0.8%、評価する19.9%と、合わせて20.7%の投資家が前向きな評価を与えている。一方、あまり評価し

ない43.1%、まったく評価しない24.8%と、あわせて67.9%が評価できないとしている。

図3: 税制改正全体への評価

その理由を尋ねるために、「評価する」、「評価しない」の判断となったポイントを今回の主な改正でのポイント別にたずねたところ、非常にはっきりと評価基準が明示された。「評価する」投資家は「軽減税率の撤廃と2年間の特例措置実



施」、「損益通算」を上げており、「評価しない」とする投資家は、「確定申告をした場合に、所得控除などに影響する可能性」、「軽減税率の撤廃と2年間の特例措置実施」、「確定申告が必要になること」を挙げている。「軽減税率の撤廃と2年間の特例措置実施」は賛否両論で取り上げられているが、「評価する」投資家は、2年間の延長を、「評価しない」投資家は軽減税率の撤廃を中心に言及していると思われる。これらを総合的に見ると、投資家は、特例措置の延長、損益通算を前向きに評価し、軽減税率撤廃と確定申告の煩雑さとそれによる影響に懸念を持っていることがはっきりとわかる。ところで、熟知率における2割と7割、評価する・しないでの2割と7割の比率から、熟知している投資家が評価し、知らない投資家が反対している可能性も拭い去れないため、今回の税制改正に関して熟知している投資家(1167名)における評価する・しないをクロス分析した。その結果を見ると、確かに「評価する」投資家は29.6%と約9ポイント増加したが、「評価しない」投資家は66.7%と全体の比率とほとんどかわらなかった。

### 3. 客観的に見て投資、特に多頻度分配型投資信託への投資にマイナスとの判断

7割の投資家が「評価しない」と回答した、今回の税制改正が導入されると金融市場にどういった影響があるのだろうか。今回のアンケートでは、3つの切り口からその影響度を確認してみた。第一は、自身の今後の投資姿勢にどう影響するのかを尋ね、続いて第二には金融市場全体への影響、さらに特に最近投資信託市場では主流になっている毎月、隔月といった多頻度分配型投信への影響を尋ねた。そして最後に、具体的な自分の今後の投資態度として当てはまるものを列挙してもらった。この一連の設問でわかったことは、客観的にはマイナスの影響があると認めながらも、自身の投資行動としては、何の対策も持たず「投資を継続せざるを得ない」と考えている投資家が多いことである。

まず自身の投資姿勢だが、「投資に対して積極的になると思う」投資家が1.2%、「投資に対してやや積極的になると思う」投資家が9.4%で、合計して投資姿勢が積極的になるとした投資家は10.6%にとどまった。一方で「やや消極的になる」45.8%、「非常に消極的になる」16.6%を合計した消極派は62.4%に上った。今回の改正を熟知している投資家に限ってクロス分析しても、積極派が16.9%に対して消極派が54.4%と、積極派が若干増えるものの、全体としては過半数の投資家が投資に消極的にならざるを得ないとしている。

図 4: 今後の自分の投資姿勢

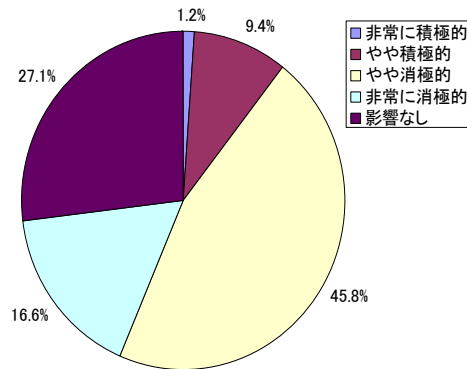


図 5: 金融市場全体への影響

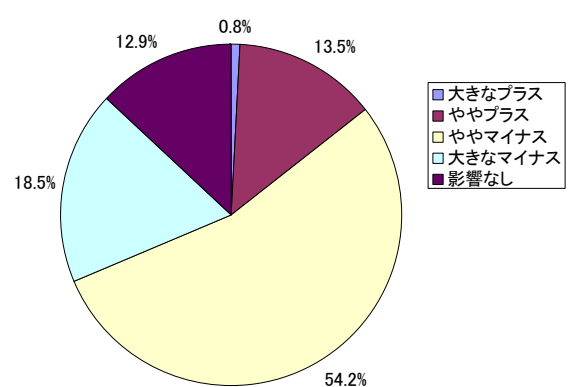
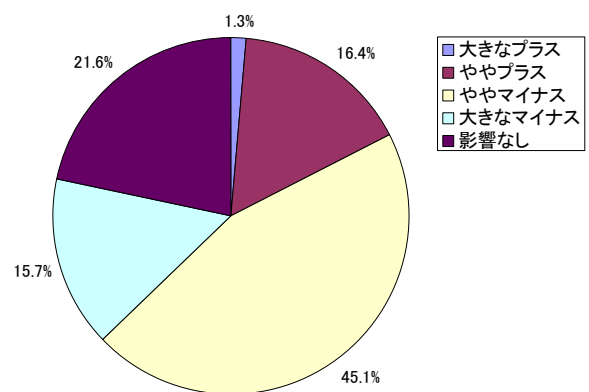


図 6 多頻度分配型投資信託市場への影響



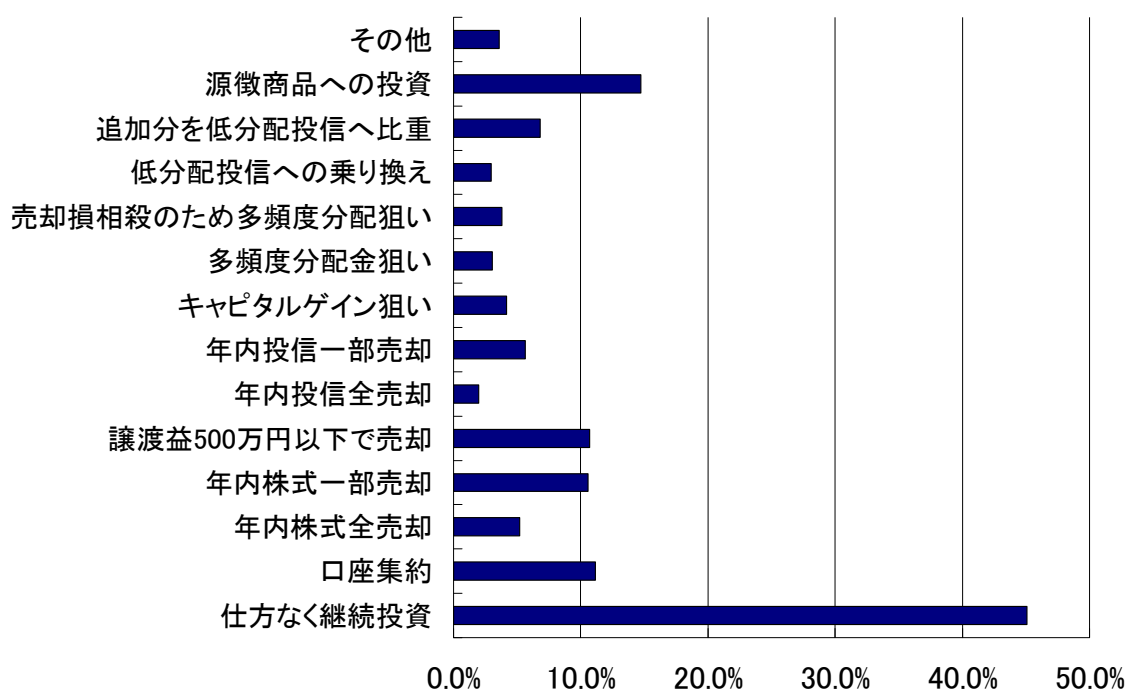
さらに、ここ数年続いている多頻度分配型の投資信託ブームに対して、今回の税制改正がどう影響すると考えるかを尋ねたが、結果は「プラスになる」とみる投資家は17.7%、「まったく影響ない」とみる投資家が21.6%、「マイナスの影響がある」とする投資家が60.8%に達した。ここでも多くの投資家が、マイナスの影響を懸念する結果がでた。

ちなみに、多頻度分配型投信を保有している投資家(N=1022)だけを対象にクロス分析をしてみると、「プラスになる」との評価は14.8%、「影響なし」が19.6%、「マイナスの影響がある」が65.6%となった。マイナスの影響を懸念する向きが若干増えたもののそれほど大きな差はでていない。多頻度分配型投資信託市場への影響は、全般的に高いといえよう。

#### 4. 5割が何らかの対策を講じるつもり

一方、客観的な判断とは別に自身の具体的な投資行動について聞いてみると、かなり違った姿が見えてくる。今回のアンケートは対象を現在何らかの投資商品を保有している投資家としたことから、単なる客観的判断だけではなく、自身の保有している株式や株式投資信託についてどうするかをたずねてみた(複数回答)。結果は、図7のとおり、「制度の変更は面倒だが、投資は続けざるを得ないので今後もこれまでどおり投資を続ける」とする選択肢を選んだ投資家が、ダントツの45.1%に達した。ここから他の個別の対策を挙げた投資家を控除して、「具体策を挙げずに投資継続を表明した投資家」を抽出すると31.6%となり、全体の約3割が対策なく投資継続を考えていることがわかった。一方、具体的な対策を挙げた投資家は52.6%となり、対策としては、「確定申告を避けたいので、源泉徴収だけで課税関係が終了する投資対象を選んで投資しようと思う」が14.7%、「確定申告の手続きを少しでも楽にするために現在複数持っている口座を集約しようと思う」が11.1%、「今後2年間で年間譲渡益が500万円以下になるように調整しながらできるだけ売却する」が10.7%、「年内に、株式の一部を売却し、投資は抑えるつもり」が10.6%となった。「確定申告を避けたい」、「口座を集約する」が中心的な対応といえそうで、巷懸念されていた「分配の低い投信への乗り換え」といった対応は少なそうだ。

図7 今後の自分の投資行動は(複数回答)

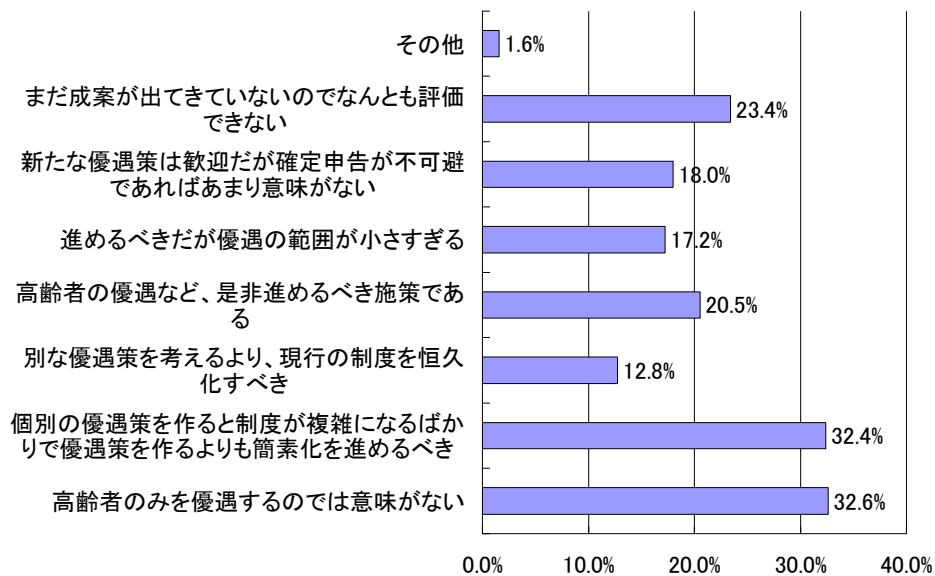


## 5. 高齢者投資優遇税制には否定的、小額投資家優遇税制には好意的

ところで、9月の税制改正に関する各省庁からの要望の提出期限ぎりぎりになっているいろいろな投資優遇税制の話が新聞紙上を賑わしたが、それらについても概要の段階ではあったが設問に追加し、その評価を聞いた。

まず高齢者に対する優遇税制だが、これは金融庁や自民党から要望が出されたものの、高齢者をどう定義するかなど詳細が決まっていない段階であるため、4人に1人は「成案が出るまで評価できない」との回答となった。しかし、この優遇税制に関しては、全体的に否定的な意見が主流となった。「高齢者のみを優遇するのであれば意味がない」32.6%、「個別の優遇策を作ると制度が複雑になるばかりで簡素化を進めるべきだ」32.4%、など。一方で評価する声は、「是非進めるべき施策である」20.5%が中心となっていたが、年齢性別で見ると、60歳代の男性(36.7%)が「是非進めるべき」と評価しているのが目立つが、直接的な恩恵が期待できない40歳代、50歳の男性からはそれぞれ12.6%、18.6%の低い評価となった。女性も高齢ほど評価する声は高まるがそれでも40歳代、50歳代、60歳代でそれぞれ10.2%、17.5%、24.0%にとどまっている。

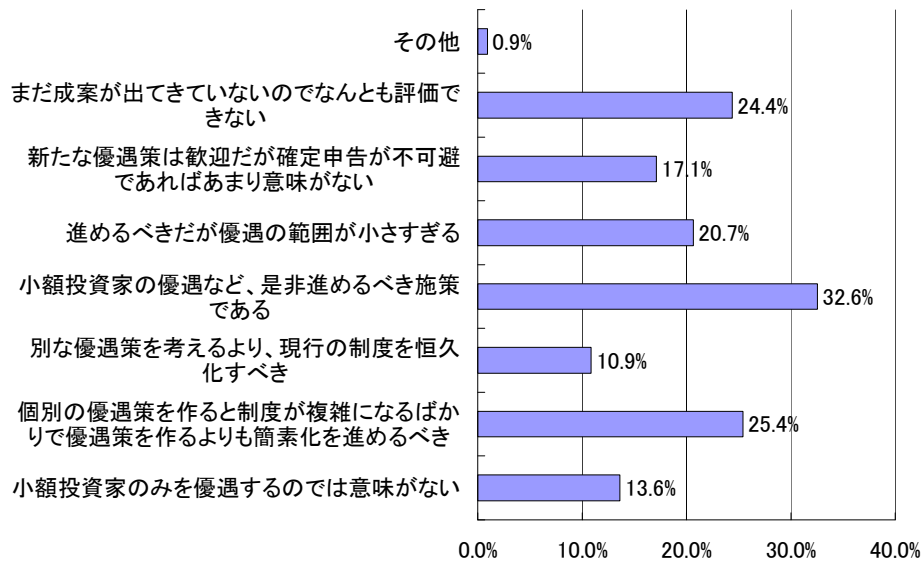
図 8 高齢者優遇税制が導入された場合にはどう評価するか(複数回答)



一方で、小額投資優遇税制は金融庁が口火を切った形で発表されたもので、イギリスの個人貯蓄口座(Individual Saving Account)を参考にしたといわれている。こちらも詳細は周知されている段階ではないことから、投資家といえども4人に1人は「成案が出るまでは評価できない」としているが、総じて好意的に受け止められている。「是非進めるべき施策」と評価する投資家が32.6%いる一方で、「小額投資家だけ優遇しても意味がない」とする意見は13.6%にとどまった。

ところで、どちらの設問にも「税制の簡素化」を求める声が多かったことは留意したいところである。

図 9 小額投資家への優遇税制が導入されたらどう評価するか(複数回答)



## <参考> 投資家プロフィール別の特徴

### <投資信託保有者(N=3045)の特徴>

投信保有者のうち多頻度分配型投信のみを保有しているのは**33.6%**、低頻度分配型投信のみを保有は**29.7%**、両方保有が**30.5%**となっており、それぞれほぼ**3分の1**ずつとなっている。また分配金が**100万円以上**になると推定している投資家は**12.2%**となっている。全体像との比較で指摘できるのは、税制改正に対する熟知度、認知度が全体とほとんど変わらないものの、その低さの原因を「販売会社から知らされていないかった」と指摘する投資家が多かった点(全体**9.6%**、投信保有者**12.9%**)。

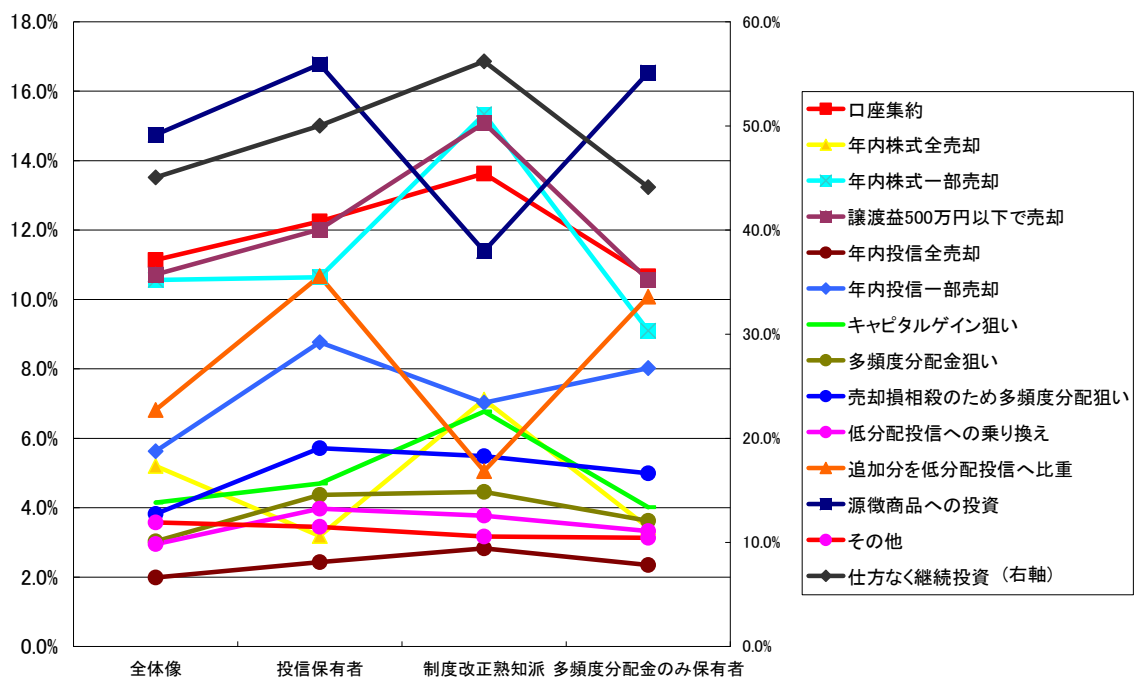
### <多頻度分配型投資信託保有者(N=1022)の特徴>

多頻度分配型の投信を保有している投資家は、投資暦が**1-3年**と比較的短めの層が多く、最近の分配型投信のブームの中で購入した投資家が多いと推測される。全体や投信保有者と比べ、投信の購入理由として生活費を上げる例が多く、投信購入のポイントとして分配方針が高位を占めている点も指摘できる。また投信の情報源として銀行を挙げる比率も高い。しかしながら熟知度は**13.0%**と低く、まったく知らないとする比率は**38.6%**と全体と比べて大幅に高い。その割りに総合的な評価などで全体とそれほど大差はない点は特筆される。また、個人の具体的な投資行動としては「今後追加する分は低頻度分配型投信にする」という対策が相対的に高くなっている。

### <制度改正熟知派(N=1167)の特徴>

特徴は投資暦が長く、総じて投資総額も高め。多岐にわたる投信購入ポイントを指摘し、情報源は**Web**の比率が高く、マスコミ報道も含め多岐にわたっている。今回の税制改正への評価では、「評価しない」は全体と変わらないものの、「不明」が少なく、その分「評価する」が増えている。今後の具体的な投資行動としては「仕方なく継続投資」の比率が**56.2%**と全体よりもかなり高くなっている。

図 10 投信保有者などの具体的な投資行動



<年収1500万円以上の投資家(N=505)の特徴>

投資暦10年以上が51.1%を占め、長い投資暦と投資額の多さが特徴。投資を楽しむ姿勢が総じて高く、投信を選ぶポイントも非常にバラエティに富んでいる。また水準自体は低いものの、投信の情報源として知人友人を挙げる比率が相対的に高いことも特徴。今回の改正を24.4%が「評価する」としており、これも相対的に高い。背景に確定申告に慣れていることが挙げられると思われる(実際に75.6%が今年確定申告を行ったと回答)。今後の具体的な投資行動としては、「口座の集約」が相対的に高い比率となった。

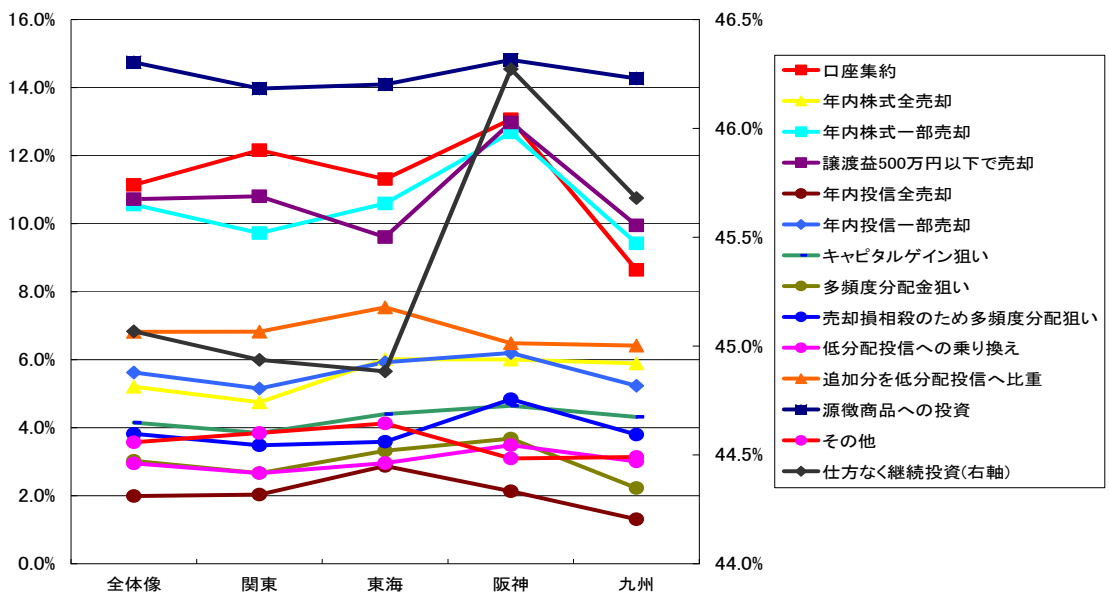
<職業別特徴—無職(N=866)、公務員(N=345)、会社員(N=2641)>

職業別で見ると、税制改正に対する熟知度は、無職、公務員、会社員の順で低下している(それぞれ21.4%、20.3%、18.1%)。これは比較的早くから情報の周知を行い始めた証券会社を投資信託の情報源として挙げている程度(それぞれ26.8%、22.3%、19.2%)に比例しているのかもしれない。今後の具体的な投資行動としての特徴は、無職は「仕方なく継続」が53.2%と高く、公務員は「源泉徴収だけで済む投資商品を選んで投資する」が17.4%と高い。会社員は母数が多いこともあって全体との比較で大きな特徴は出ていない。

<地域別投資家—関東(N=2212)、東海(N=1114)、阪神(N=1033)、九州(N=764)の特徴>

多頻度分配型投信の保有比率で見ると西高東低、その分投信の購入ポイントとして分配方針を挙げる人は西の方が高い(関東18.1%、東海17.1%、阪神22.6%、九州21.9%)。また、多頻度分配型投信へのマイナスの影響を懸念する声も西の方が多い。九州は投信の情報源として銀行とWebへの依存度が相対的に高く、購入のポイントでは「銀行が扱っている」ことの比重が高い。阪神は同様に情報源としてWebへの依存度が高い。税制変更の熟知度は関東が最も高い(それぞれ20.4%、15.6%、17.3%、18.1%)。

図 11 地域別具体的な投資行動



## 重要情報

- ◆ フィデリティ退職・投資教育研究所(以下「FRI」)はあらゆる世代向けの退職後の生活に係る資産設計の教育・啓蒙活動を主たる目的としてフィデリティ投信株式会社内に設立された研究所です。
- ◆ 当資料は、信頼できる情報をもとに「FRI」が作成しておりますが、正確性・完全性について責任を負うものではありません。
- ◆ 当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている個別の銘柄・企業名については、あくまでも参考として申し述べたものであり、その銘柄又は企業の株式等の売買を推奨するものではありません。
- ◆ FIL Limited および FMR LLC とそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。
- ◆ 当資料の著作権は、フィデリティ投信株式会社(Fidelity Investments Japan Limited)に帰属します。著作権法により、当社に無断で転用、複製等を行うことを固く禁じます。
- ◆ なお、投資信託のお申し込みに関しては、下記の点をご理解いただき、投資の判断はお客様自身の責任においてなさいますようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
- ◆ 販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入しておりません。
- ◆ 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ◆ 投資信託は、国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。従ってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面を良くご覧下さい。
- ◆ ご投資頂くお客様には以下の費用をご負担いただきます。
  - ◆ 申込時に直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限 3.675%(消費税等相当額抜き 3.5%)
  - ◆ 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保金 上限 1%
  - ◆ 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限 年率 2.0265%(消費税等相当額抜き 1.93%)
  - ◆ その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担頂く費用があります。目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。

## (ご注意)

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、フィデリティ投信が運用するすべての公募投資信託のうち、徴収する夫々の費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、夫々の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に良く目論見書や契約締結前交付書面をご覧下さい。

(商号等) フィデリティ投信株式会社 金融商品取引業者

(登録番号) 関東財務局長(金商)第388号

(加入協会) 社団法人投資信託協会及び社団法人日本証券投資顧問業協会

KI 081003-6